

提案事項

次回協議事項について、次のとおり提出する。

平成15年12月9日

阿蘇中部3町村合併協議会会長 河崎 敦 夫

協議第6号 合併の期日について

合併の期日を平成17年 2月11日とする。

参考

阿蘇中部3町村は、合併により市制施行を目指すものとし、合併の期日は平成17年3月31日までとする。(H15.1.7確認)

協議第7号 財産及び債務の取扱いについて(財産区等)

4月8日継続

- (1) 新しい財産区は設置しない。ただし、一の宮の財産区についてはそのまま存続し、事務についても新市に引き継ぐものとする。
- (2) 部落有林等(純部落有林を除く。)については、出来る限り実態を調査した上で合併までに調整するものとする。
- (3) 行政財産については、新市に引き継ぐものとする。
普通財産の山林・原野については、その保全に努め、使用・処分等の権利関係については、合併前の旧町村の旧慣行を適用し、新市に引き継ぐものとする。

協議第8号 財産及び債務の取扱いについて(基金等)

- (1) 有価証券・出資権利については、新市に引き継ぐものとする。
- (2) 国民健康保険関係基金以外の基金については、平成14年度決算後の標準財政規模のそれぞれ(15%)を持寄るものとする。
- (3) 債務については新市に引き継ぐものとする。

協議第9号 補助金・交付金等の取扱いについて

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等を配慮し、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点から見直し、制度化を図り次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 3町村又は複数の町村で、同一あるいは同種の団体に対する補助金、交付金等は、団体の理解と協力を得て統合等の調整を行う。
- (2) 3町村又は複数の町村で、同一あるいは同種の事業に対する補助金、交

付金等は、制度の統一化に向けて調整を行う。

- (3) 町村独自で実施している団体及び事業に対する補助金、交付金等は、制度の経緯、実情を踏まえ新市に移行後、市域全体の均衡を保つように調整を行う。
- (4) 各町村で実施している団体及び事業に対する補助金、交付金等で合併までに廃止できるものについては、廃止の方向で調整を行う。

参考 財政計画（H15.10.24確認）における説明

- ・新市の場合、補助費等の単純合算額の平成14年度数値が約22億で類似市（山鹿市約13億）と比較しても非常に高いが、補助金及び助成金事業については、今後の合併協議での調整及び協議の結果に大きく左右されるため、現時点では判断し難いが、本計画では、合併しない場合の平成16年度数値を15%減で合併後5年間計上し、その後各年度約1%～3%減で計上しています。

協議第10号 町、村、字名の取扱いについて

- (1) 町、村、字の区域については、従前のおりとする。
- (2) 町、村、字の名称については、次のとおりとする。
 - 一の宮町においては、「一の宮町大字**」を「阿蘇市一の宮町**」に置き換える。
 - 阿蘇町においては、「阿蘇町大字**」を「阿蘇市**」に置き換える。
 - 波野村においては、「波野村大字**」を「阿蘇市波野村**」に置き換える。

協議第11号 国民健康保険の取扱いについて

10月14日継続

- (1) 国民健康保険の医療給付分、介護納付金分の税率については、合併時に統一する。
 - なお、具体的には平成17年度から3方式（所得割・均等割・平等割）の採用及び税率の統一を行い、平成16年度までは旧町村の税率による。
- (2) 財政調整基金については、新市の国保会計の安定した運営を図るため、医療費の動向や法改正を考慮し、保険給付費の1.5%に相当する額と定め、持ち寄る。
- (3) 国保税の納付については、合併後の納期は10回とし、納税奨励金については町税の取扱いに準じる。保険証の更新については現行のおりとし、滞納者の被保険者証の取扱いや、税の減免規則等については合併時に統一する。
 - なお、国保税確保のため収納対策に積極的に取り組み、収納率の向上を図る。
- (4) 国保の給付内容については現行のおりとする。ただし、国民健康保険法に改正があれば、それに準じる。
- (5) 高額療養費貸付については、窓口を社会福祉協議会に統一し、貸付限度

額等については阿蘇町の例による。

- (6) 合併後の国保運営協議会のそれぞれを代表する委員の数は3名とし、原則として旧町村よりそれぞれ1名ずつ選出する。
- (7) 鍼灸券の交付については、阿蘇町の規則を基本として統一する。
- (8) 健康づくり事業のうち、合併までに、各種検診・各種教室については継続の方向で検討し、家庭常備薬配付・無受診世帯表彰・イベント助成等については廃止の方向で検討する。

協議第12号 行政区の取扱いについて

- (1) 行政区については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- (2) 区長の任期は、2年とする。区長の業務内容については、合併までに調整する。
- (3) 区の助成金については、新市で調整する。
- (4) 区長の報酬は、一の宮町の例により支給する。

協議第13号 上・下水道事業の取扱いについて

7月8日継続

上水道（簡易水道）事業の取扱い

- (1) 上水道（簡易水道）の会計については、合併時に統合し企業会計とする。
上水道（簡易水道）の電算システムについては、合併時に統一する。
- (2) 水道所管部署を設置し、上水道と簡易水道の係を置く。
- (1) 上水道（簡易水道）の使用料については現行のとおりとし、新市において調整する。
- (2) 加入金については、合併までに調整する。
- (3) 施設維持については、新市において調整する。
- (4) 整備計画（水道未普及地区を含む）については、新市において調整する。
継続事業については、新市においても引続き実施する。
- (5) 台帳については、新市において調整する。資産については、現行のとおり新市に引継ぐものとする。
- (6) 公営の水道以外について、施設整備等の要望があった場合は対応するものとする。なお、その場合は規定の負担金を徴収する。また、公営の水道への加入については、地元の要望があれば受け入れるものとする。なお、その場合は規定の使用料を徴収する。

下水道事業の取扱い

- (1) 公共下水道の会計システム、加入金、施設維持、サービス、財務及び経理については、阿蘇町の例による。
- (2) 使用料については現行のとおりとし、新市において調整する。
- (3) 整備計画については、新市において調整する。継続事業については、新市においても引続き実施する。
- (4) 台帳については、新市において調整する。

(5) 資産については、新市に引継ぐ。